「中央区再犯防止推進計画」中間のまとめについて

☞ **犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、区民の犯罪被害を防止するとともに、本区における再犯防止の取組を推進することで、誰一人取り残さない社会を実現するため、再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）に基づき、区の実情に応じた再犯防止推進計画の策定に向けて、「中間のまとめ」を整理した。**

1 策定の経緯

平成28年に再犯防止推進法が施行され、地方公共団体は、国が定めた計画を勘案して、地域の実情に応じた再犯防止推進計画を定めるよう努めるものとされている。

犯罪をした人たちの中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱えており、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定であることや、高齢者や障害者のための福祉的な支援が必要であるなど、立ち直りに多くの困難を抱えている人が少なくない。

こうしたことから、犯罪をした人たちの社会復帰を促進するとともに、安全・安心な地域社会づくりに向けて、中央区再犯防止推進計画策定委員会による審議を重ねながら、区の実情に応じた計画を策定する。

2 計画の概要

〇計画の位置づけ

・「中央区基本計画2023」及び「中央区保健医療福祉計画2020」における再犯防止推進に係る個別計画

・再犯防止推進法第８条第１項に規定する「地域再犯防止推進計画」

〇対象者

再犯防止推進法第２条第１項で定める「犯罪をした者等」

〇計画期間

特定の期間を設けず、再犯防止推進法や国・都の計画等の改定状況を踏まえ、必要に応じて改定する。

〇基本方針

地域や関係機関との連携を図り、以下の項目について、重点課題として取り組む。

①安全で安心なまちづくりの推進

②就労・住居の確保等を通じた自立支援

③保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

④学校等と連携した修学支援等の実施

⑤民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

※詳細については、別紙のとおり

「中央区再犯防止推進計画」中間のまとめについて

3 中央区再犯防止推進計画策定委員会の委員構成及び審議経過

1 委員会の構成 （18名）

区 分	人数
関係行政機関	５名
地域関係団体	９名
区職員	４名

2 審議経過

第１回：令和６年７月１日
- 犯罪や再犯防止を取り巻く状況
- 計画の目的、方針等

第２回：令和６年10月18日
- 重点課題ごとの主な取組
- 中間のまとめ（案）

4 中間まとめ

別添のとおり

5 今後のスケジュール

1 パブリックコメントの実施

令和６年１２月１６日から令和７年１月７日まで

2 第３回中央区再犯防止推進計画策定委員会の開催

令和７年２月　最終報告の確定

3 計画の策定

令和７年３月

【プレス発表】 なし　　【議会対応】 福祉保健委員会報告（令和６年12月11日）

別 紙

中央区再犯防止推進計画　中間のまとめ　概要

1　計画の基本的事項

（1）計画策定の趣旨

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、区民の犯罪被害を防止するとともに、国及び都の再犯防止推進計画を勘案して、本区における再犯防止の取組を推進することで、誰一人取り残さない社会の実現を目的とする「中央区再犯防止推進計画」を策定します。

（2）計画の位置づけ

◇ 本計画は、「中央区基本計画 2023」及び「中央区保健医療福祉計画 2020」における再犯防止推進に係る個別計画です。
◇ 本計画は、再犯防止推進法第８条第１項に規定する「地方再犯防止推進計画」です。
◇ 本計画は、国及び都の「再犯防止推進計画」との整合性を図ります。

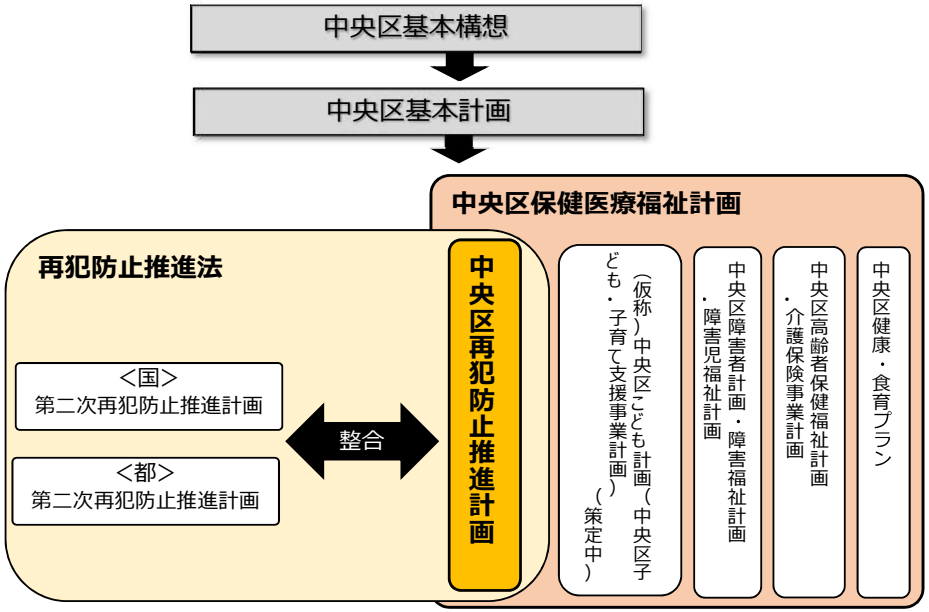

（3）計画の期間

特定の期間は設けず、再犯防止推進法や国・都の計画等の改定状況を踏まえ、必要に応じて改定することとします。

（4）対象者

本計画における再犯防止施策の対象者は、再犯防止推進法第２条第１項で定める「犯罪をした者等」とします。

2　計画の内容

（1）基本方針

地域や関係機関との連携を図り、以下の項目について重点課題として取り組むこととします。

①安全で安心なまちづくりの推進
②就労・住居の確保等を通じた自立支援
③保健医療・福祉サービスの利用促進のための取組
④学校等と連携した修学支援等の実施
⑤民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

（2）重点課題と取組の体系

取組方針Ⅰ 安全で安心なまちづくりの推進	1	防犯意識の普及・啓発	6事業
	2	地域防犯力の向上	9事業
	3	地域ネットワークの充実	5事業
取組方針Ⅱ 就労・住居の確保等を通じた自立支援	1	就労の確保等	15事業
	2	住居の確保等	7事業
取組方針Ⅲ 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	1	相談・支援全般	11事業
	2	高齢者への支援等	7事業
	3	障害者への支援等	7事業
	4	薬物依存問題を抱える者への支援等	3事業
取組方針Ⅳ 学校等と連携した修学支援等の実施	1	相談・支援全般	7事業
	2	子どもの居場所	4事業
	3	進学等への援助	6事業
取組方針Ⅴ 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進	1	民間協力者の活動の促進	6事業
	2	広報啓発活動の推進	2事業

（3）その他

中央区再犯防止推進計画策定委員会において出された保護司等の民間協力者の活動しやすい環境の整備についての意見を踏まえ、保護司における保護観察対象者との面談場所の確保や各団体の活動に関する普及啓発を行います。

別 添

中央区再犯防止推進計画

【中間のまとめ（案）】

中　　央　　区

目　次

１　はじめに　・・・

１　はじめに

中央区では、平成１６年１０月に「中央区安全で安心なまちづくりを推進する条例」を制定し、区民の生活安全に関する意識の向上を図るとともに、地域における犯罪防止のための自主的な活動に対する支援を通じて、安全で安心なまちづくりの推進に努めています。

また、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して行われる「社会を明るくする運動」は、中央区が発祥の地とされており、毎年７月の強調月間には保護司会および更生保護女性会が中心となって、街頭広報活動などを実施しています。

平成２８年１２月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成２８年法律第１０４号、以下「再犯防止推進法」といいます。）第４条第２項において、地方公共団体は、その地域の実情に応じた再犯の防止等に関する施策を策定し実施する責務があることが明記されました。また、再犯防止推進法第８条第１項では、都道府県および市区町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

犯罪をした人たちの中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱えており、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定であることや、高齢者や障害者のため福祉的な支援が必要であるなど、立ち直りに多くの困難を抱えている人が少なくありません。このような人たちの課題に対応し、再犯防止を図るとともに、地域で安定した生活を送れるようにするため、地域社会で孤立させない「息の長い」支援を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携・協力して行っていく必要があります。

地域で生活する犯罪をした人たちに対する支援に当たっては、保健、医療、福祉など各種住民サービスを提供する区の役割が極めて重要です。区では中央区再犯防止推進計画を策定することで、犯罪をした人たちの社会復帰を促進するとともに、安全・安心な地域社会づくりに向けた取組を進めてまいります。

２　犯罪や再犯防止を取り巻く状況

（１）　中央区の現状

ア　刑法犯検挙の状況（20 歳未満の者を除く）

中央区内の警察署における過去５年間（平成 30 年から令和４年）の刑法犯検挙件数は、平成30年度の638件をピークに年々減少しており、東京都における検挙件数と同じ傾向で推移しています。

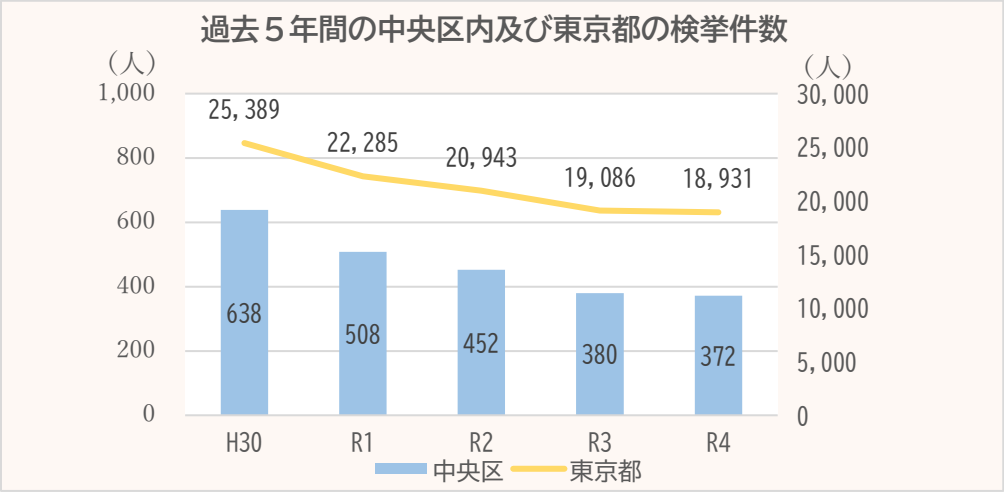

（法務省東京矯正管区提供データを基に作成）

イ　罪名別検挙件数（20 歳未満の者を除く）

令和４年の刑法犯及び薬物事犯検挙件数 398 件のうち、窃盗犯が 129 人と最も多く、全体の３割強を占めています。

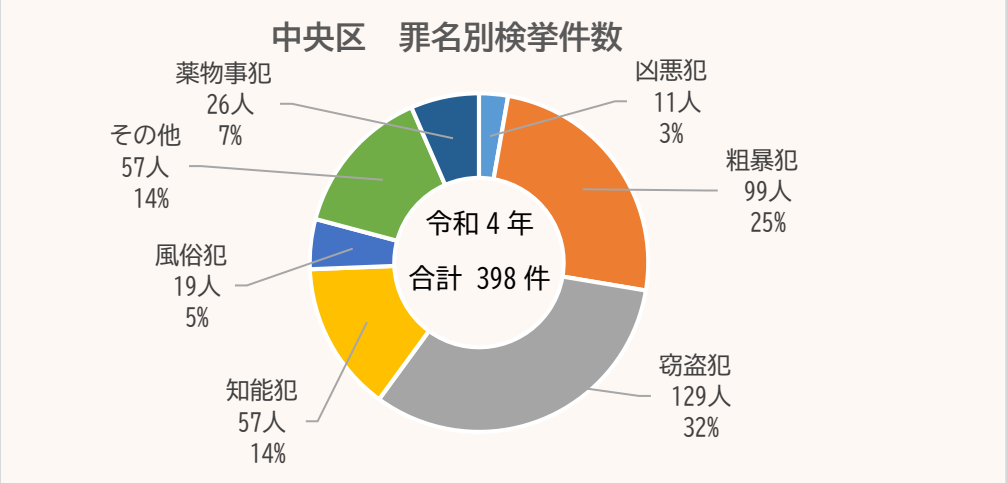

（法務省東京矯正管区提供データを基に作成）

ウ　再犯者数と再犯者率の状況（刑法犯総数　20 歳未満の者を除く）

過去５年間（平成 30 年から令和４年）の中央区内の成人刑法犯検挙総数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は約 46％です。東京都における平均（50.7％）より低い水準ですが、検挙者のうち約２人に１人が再犯者となっています。

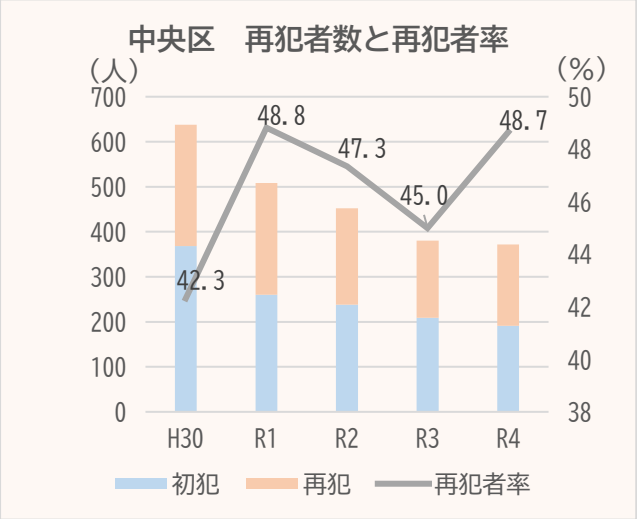

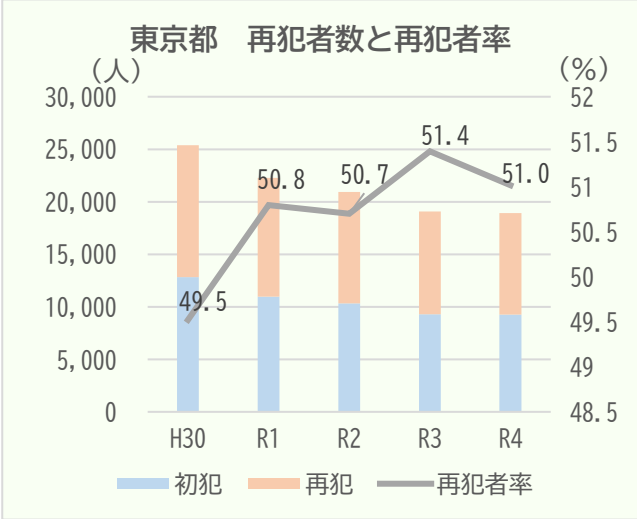

（法務省東京矯正管区提供データを基に作成）

エ　犯行時の年齢別刑法犯件数（20 歳未満の者を除く）

男性は「20～29 歳」が最も多く、49 歳以下が約７割を占めています。

女性は「60 歳以上」と「40～49 歳」が多い傾向となっています。

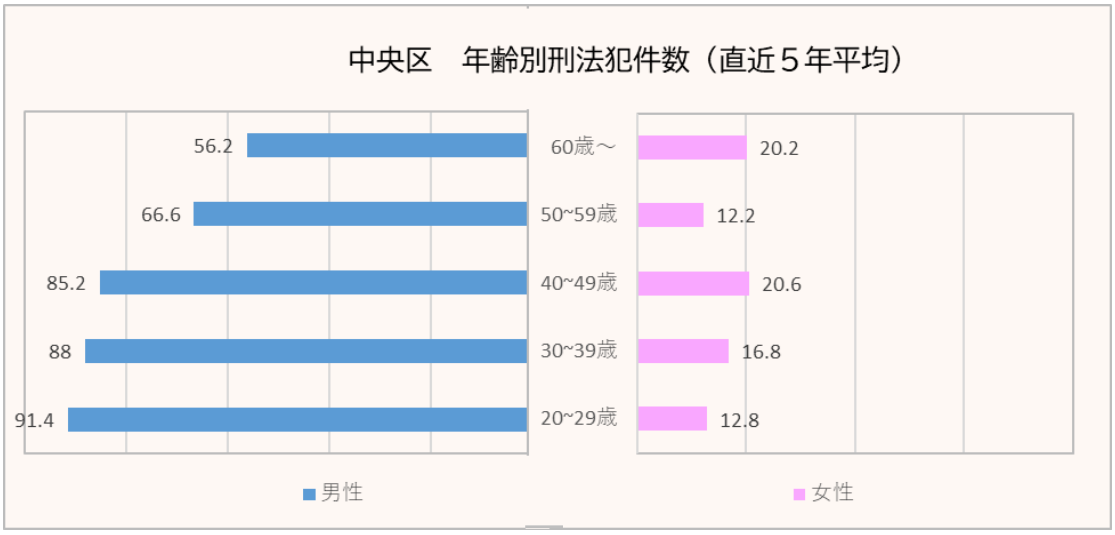

（法務省東京矯正管区提供データを基に作成）

オ　犯行時の職業別刑法犯件数の推移（検挙人員数 20 歳未満の者を除く）

職業別での検挙人員は、有職者が無職者のおおむね２倍で推移しています。

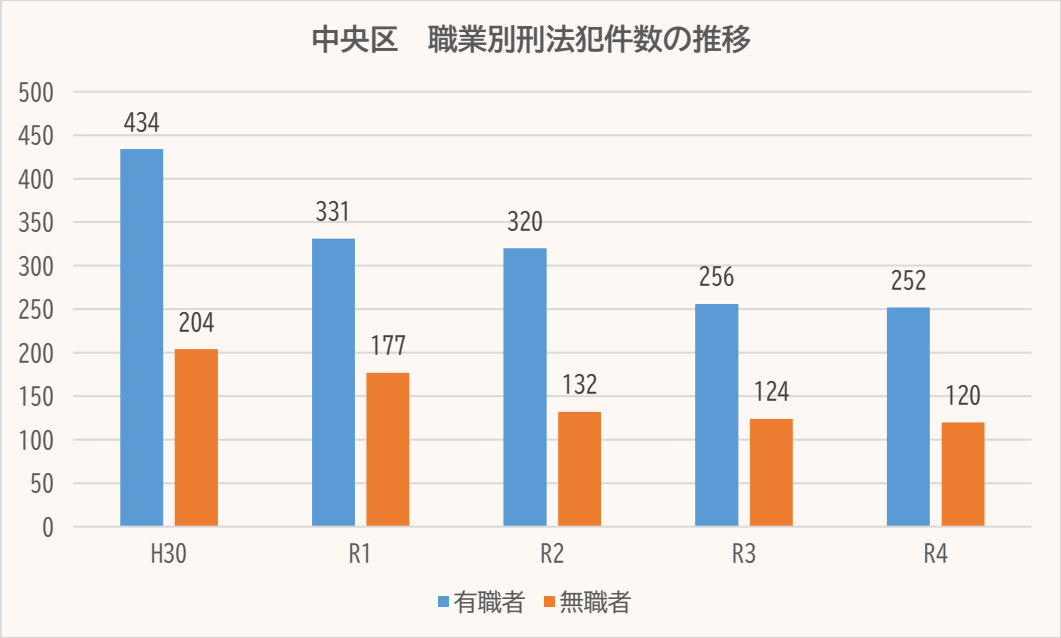

（法務省東京矯正管区提供データを基に作成）

カ　保護司の現状

中央区の保護司の定員は 60 人です。充足率（定数に対する割合）は 63%と 70%の間で推移しています。

保護司の状況

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
人員数（人）	42	38	39	40	40	41
定　員（人）	60	60	60	60	60	60
充足率（%）	70.0	63.3	65.0	66.7	66.7	68.3

（中央区保護司会データを基に作成　人員数は毎年１月１日現在）

（２） 国と東京都の取組

ア　再犯防止推進法における基本理念

再犯防止推進法は、第３条に以下の「基本理念」を掲げています。再犯防止施策の実施者である国及び地方公共団体が目指すべき方向・視点は、この基本理念を踏まえて設定することとされています。

基本理念（再犯防止推進方法第３条）

１　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

２　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

３　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

４　再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

イ　国の取組

国の再犯防止推進計画（以下「国計画」と言います。）においては、「５つの基本方針」と「７つの重点課題」を設定して取組を進めることとしています。

【策定状況】

① 再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）
計画期間　平成 30 年度～令和４年度

② 第二次再犯防止推進計画（令和５年３月 17 日閣議決定）
計画期間　令和５年度～令和９年度

【国　５つの基本方針】

① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯を防止等に関する施策を総合的に推進すること。

② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。

⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【国　７つの重点課題】

① 就労・住居の確保等
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
③ 学校等と連携した修学支援の実施等
④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
⑤ 民間協力者の活動の促進等
⑥ 地域による包摂の推進
⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

ウ　東京都の取組

東京都の再犯防止推進計画（以下「都計画」と言います。）においては、国計画の「５つの基本方針」を踏まえ、次のとおり重点課題を設定して取り組むこととしています。

【策定状況】

① 東京都再犯防止推進計画（令和元年７月策定）
　計画期間　令和元年度～令和５年度
② 第二次東京都再犯防止推進計画（令和６年３月策定）
　計画期間　令和６年度～令和 10 年度

【重点課題】

① 就労・住居の確保等
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
⑥ 再犯防止のための連携体制の強化等

3　中央区再犯防止推進計画の目的、方針等

（１）　目的

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、区民の犯罪被害を防止するとともに、本区における再犯防止の取組を推進することで、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

（２）計画の位置付け

中央区再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第８条第１項に基づく地方再犯防止推進計画です。

また、中央区基本計画、中央区保健医療福祉計画を上位計画とし、国や都の再犯防止推進計画と整合性を図ります。

【中央区再犯防止推進計画　体系図】

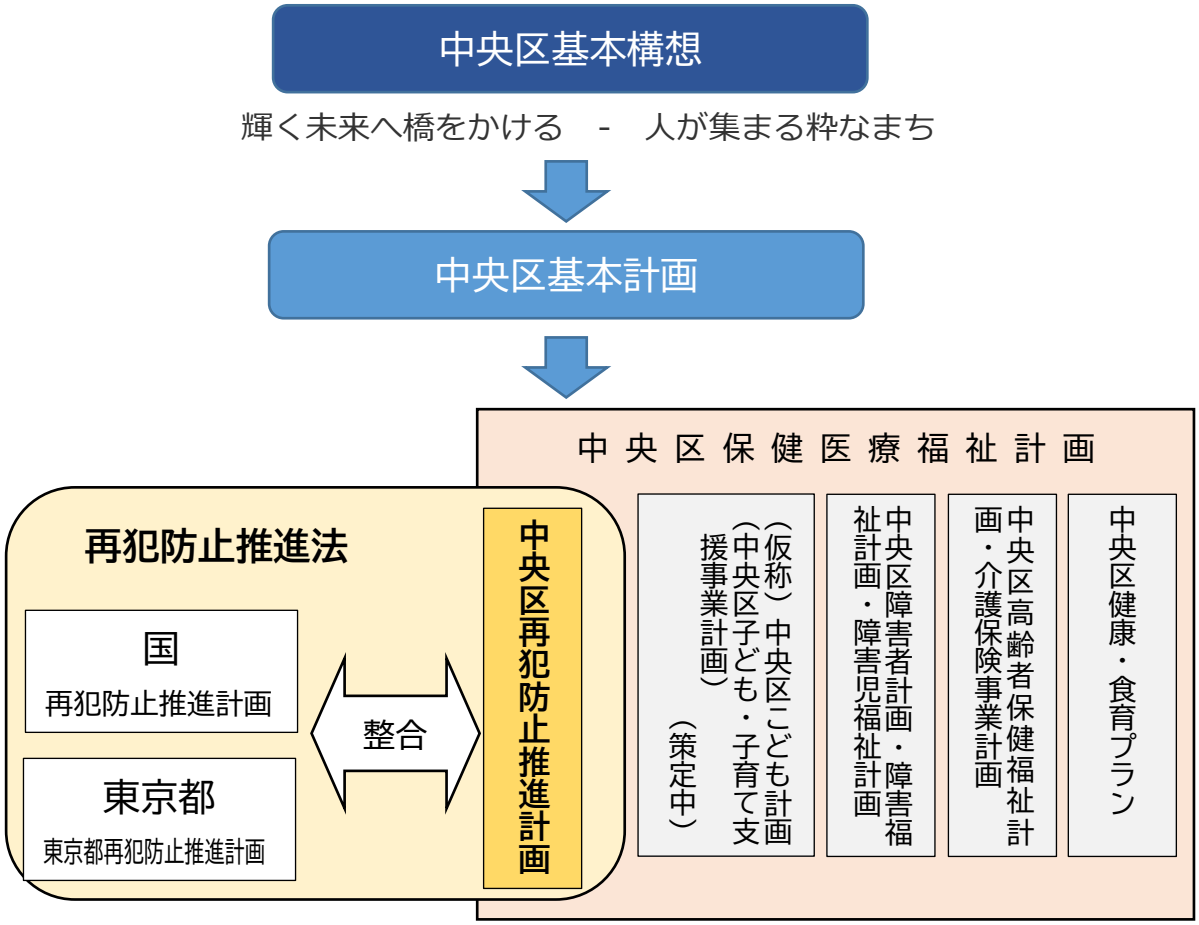

（３）計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画における再犯防止施策の対象者は、再犯防止推進法第２条第１項で定める「犯罪をした者等」とします。

（４）基本方針

地域や関係機関との連携を図り、以下の項目について重点課題として取り組むこととします。

- 安全で安心なまちづくりの推進
- 就労・住居の確保等を通じた自立支援
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
- 学校等と連携した修学支援等の実施
- 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

（５）計画期間

犯罪をした者等に対する中央区の支援や取組の方向性を示すものとして策定し、再犯防止推進法や国・都の計画等の改定状況などを踏まえ、必要に応じて改定することとします。

（6）中央区再犯防止推進計画　重点課題と取組の体系

取組方針Ⅰ	安全で安心なまちづくりの推進	所管課
1 防犯意識の普及・啓発	① 安全・安心ハンドブックの作成・配布	防災危機管理課
	② 安全・安心おまかせ出前相談	防災危機管理課
	③ ちゅうおう安全・安心メールの配信	防災危機管理課
	④ 生活安全講習会の開催	防災危機管理課
	⑤ 消費生活に関する情報発信	区民生活課
	⑥ 消費生活相談	区民生活課
2 地域防犯力の向上	① 共同住宅等生活安全（防犯）アドバイザーの派遣	防災危機管理課
	② 住まいの防犯対策助成	防災危機管理課
	③ 防犯設備整備費助成	防災危機管理課
	④ 客引き等対策支援事業補助金	防災危機管理課
	⑤ 防犯協会への助成（事業費・防犯灯維持費等）	防災危機管理課
	⑥ ホームページへの不審者情報などの掲載	防災危機管理課
	⑦ 自動通話録音機の無料貸出し	防災危機管理課
	⑧ 防犯ブザーの配布	学務課
	⑨ 通学路防犯カメラの設置	学務課
3 地域ネットワークの充実	① 自主的なパトロールなどの活動支援	防災危機管理課
	② 生活安全協議会	防災危機管理課
	③ 暴力団排除の推進	防災危機管理課
	④ こども１１０番	学務課
	⑤ 安全パトロール	学務課
取組方針Ⅱ	**就労・住居の確保等を通じた自立支援**	所管課
1 就労の確保等	① 若年者合同就職面接会	商工観光課
	② 就職ミニ面接会	商工観光課
	③ 未就職学卒者等の就労支援	商工観光課
	④ 高年齢者就職面接会	高齢者福祉課
	⑤ シルバー人材センターの運営支援	高齢者福祉課
	⑥ 無料職業紹介所シルバーワーク中央の運営支援	高齢者福祉課
	⑦ 介護職合同就職相談・面接会	介護保険課
	⑧ 介護人材確保支援	介護保険課
	⑨ 生活保護受給者就労相談支援	地域福祉課
	⑩ 生活困窮者自立相談支援事業	地域福祉課
	⑪ 就労準備支援事業	地域福祉課
	⑫ TOKYOチャレンジネットの活用・同行支援	地域福祉課
	⑬ 障害者就労支援センターの運営支援	障害者福祉課
	⑭ 自立支援教育訓練給付金	子育て支援課
	⑮ 高等職業訓練促進給付金	子育て支援課
2 住居の確保等	① 高齢者住宅住み替え支援	高齢者福祉課
	② 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）	地域福祉課
	③ 一時生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）	地域福祉課
	④ TOKYOチャレンジネットの活用・同行支援【再掲】	地域福祉課
	⑤ 区営住宅の維持管理	住宅課
	⑥ あんしん居住制度利用助成	住宅課
	⑦ 家賃債務保証制度利用助成	住宅課

取組方針Ⅲ	保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	所管課
1 相談・支援全般	① ふくしの総合相談窓口	地域福祉課
	② 民生・児童委員	地域福祉課
	③ 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	地域福祉課
	④ 生活保護	地域福祉課
	⑤ 路上生活者対策事業	地域福祉課
	⑥ おとなりカフェ・ちょこっと相談会	社会福祉協議会
	⑦ 権利擁護支援事業	社会福祉協議会
	⑧ 生活福祉資金	社会福祉協議会
	⑨ 総合支援資金	社会福祉協議会
	⑩ ひとり親・女性・家庭相談	子育て支援課
	⑪ 子どもと子育て家庭の総合相談	子ども家庭支援センター
2 高齢者への支援等	① 「高齢者福祉事業のしおり」の発行	高齢者福祉課
	② 生活支援体制整備事業	高齢者福祉課
	③ 高齢者福祉相談	介護保険課
	④ 地域見守り事業支援	高齢者福祉課
	⑤ おとしより相談センター	介護保険課
	⑥ 高齢者虐待防止事業	介護保険課
	⑦ 認知症サポーター養成講座	介護保険課
3 障害者への支援等	① 自立支援協議会	障害者福祉課
	② 障害者相談員	障害者福祉課
	③ 「障害者福祉のしおり」の発行	障害者福祉課
	④ 障害者虐待防止事業	障害者福祉課
	⑤ 基幹相談支援センター	福祉センター
	⑥ 障害者地域活動支援センター「ポケット中央」	福祉センター
	⑦ こころの健康相談	健康推進課
4 薬物依存問題を抱える者への支援等	① 薬物乱用への対策	生活衛生課
	② こころの健康相談【再掲】	健康推進課
	③ 精神保健講習会	健康推進課
取組方針Ⅳ	学校等と連携した修学支援等の実施	所管課
1 相談・支援全般	① 小学校における専任教育相談員およびスクールカウンセラーの配置	教育センター
	② 中学校における心の教室相談員およびスクールカウンセラーの配置	教育センター
	③ 校内別室指導支援員の配置	教育センター
	④ 適応教室「わくわく２１」	教育センター
	⑤ メンタルサポーターの派遣	教育センター
	⑥ スクールソーシャルワーカーの派遣	教育センター
	⑦ 教育相談	教育センター
2 子どもの居場所	① 児童館事業	放課後対策課
	② 学童クラブ	放課後対策課
	③ 子どもの居場所「プレディ」	放課後対策課
	④ プレディプラス事業	放課後対策課
3 進学等への援助	① 子どもの学習・生活支援事業	地域福祉課
	② 母子及び父子福祉資金	子育て支援課
	③ 就学援助	学務課
	④ 就学奨励	学務課
	⑤ 受験生チャレンジ支援貸付事業	地域福祉課
	⑥ 教育支援資金	社会福祉協議会
取組方針Ⅴ	民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進	所管課
1 民間協力者の活動の促進	① 中央区保護司会	地域福祉課
	② 中央区更生保護女性会	地域福祉課
	③ 補導連絡会	文化・生涯学習課
	④ 青少年対策地区委員会	文化・生涯学習課
	⑤ 青少年委員会	文化・生涯学習課
	⑥ 防犯協会	防災危機管理課
2 広報啓発活動の推進	① 「社会を明るくする運動」関係事業の推進	地域福祉課
	② 更生保護サポートセンターの運営	地域福祉課

４　重点課題ごとの主な取組

取組方針Ⅰ安全で安心なまちづくりの推進

犯罪に対する知識や意識の向上を図るとともに、自主的な防犯活動や防犯設備の設置を支援し、地域力をいかした犯罪に強いまちづくりを推進することで、犯罪が起きにくい、安全で安心なまちづくりに取り組みます。

（１）防犯意識の普及・啓発

番号	事業名	事業概要	担当課
①	安全・安心ハンドブックの作成・配布	犯罪発生状況や防犯に関する基礎知識、防犯に関する区の施策などの情報を盛り込み、区民の皆さんが犯罪などから自らの安全を守るための情報と知識をわかりやすくまとめた「安全・安心ハンドブック」を作成・配布しています。	防災危機管理課
②	安全・安心おまかせ出前相談	安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯設備士の資格を持つ防犯アドバイザーを各家庭に派遣し、空き巣などの防犯対策について相談を受けています。	防災危機管理課
③	ちゅうおう安全・安心メールの配信	地震・気象情報や災害情報、防犯情報、消費生活情報、その他緊急な情報を速やかに伝達するため、携帯電話などにメール配信しています。	防災危機管理課
④	生活安全講習会の開催	区民が犯罪の被害にあわずに安全で安心に暮らせるよう、生活安全に関する講習会を行っています。	防災危機管理課
⑤	消費生活に関する情報発信	消費者被害を未然に防ぐため、区ホームページなどで最新の消費生活情報を発信するとともに、消費生活講座や各種団体に講師を派遣する消費生活出前講座を開催しています。	区民生活課
⑥	消費生活相談	消費者被害の救済や被害の拡大防止を図るため、専門の相談員による消費者相談を実施しています。	区民生活課

（２）地域防犯力の向上

番号	事業名	事業概要	担当課
①	共同住宅等生活安全(防犯)アドバイザーの派遣	共同住宅などに対して防犯対策の助言・提案などを行う防犯アドバイザーを派遣しています。	防災危機管理課
②	住まいの防犯対策助成	住居の防犯対策経費の一部を助成しています。	防災危機管理課
③	防犯設備整備費助成	地域における防犯カメラなどの設置経費の一部を助成しています。	防災危機管理課
④	客引き等対策支援事業補助金	繁華街における客引き対策として、外部パトロール員を雇用する地域団体が、パトロール員の増員や巡回などの強化を図った場合に雇用費用の一部を補助しています。	防災危機管理課
⑤	防犯協会への助成（事業費・防犯灯維持費等）	防犯協会へ事業費の一部助成を行い、運営を支援するとともに、防犯協会が管理している防犯灯について維持費などの一部助成を行っています。	防災危機管理課
⑥	ホームページへの不審者情報などの掲載	区ホームページに区内犯罪・不審者情報として「ちゅうおう安全・安心メール」および防犯サイト（東京都・警視庁）の案内を掲載しています。	防災危機管理課
⑦	自動通話録音機の無料貸出し	区では、振り込め詐欺対策のため、65 歳以上の区民が居住する世帯に振り込め詐欺犯人からの電話を録音できる機器を無料で貸し出しています。	防災危機管理課
⑧	防犯ブザーの配布	子どもたちが通学時などに犯罪や事件に巻き込まれたり、巻き込まれそうになった事例が頻発していることから、小・中学生の安全の確保を図るため、緊急時に危険を周囲に知らせる防犯ブザーを配布しています。	学務課
⑨	通学路防犯カメラの設置	学校と地域などが連携して行う登下校の見守り活動を補完し、安全対策の強化を図るため、各小学校の通学路に防犯カメラを設置しています。	学務課

（３）地域ネットワークの充実

番号	事業名	事業概要	担当課
①	自主的なパトロールなどの活動支援	区内において、自主的に防犯パトロールや地域見守り活動を行う団体に対して、活動に必要な物品を給付しています。	防災危機管理課
②	生活安全協議会	安全で安心なまちづくりを推進するため、幅広く意見を交換する場として、学識経験者や区民、事業者、区、警察、消防など関係者で構成する「中央区生活安全協議会」を設置しています。	防災危機管理課
③	暴力団排除の推進	暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本理念として、平成 24 年４月１日に「中央区暴力団排除条例」を制定し、地域社会から暴力団を排除するよう取り組んでいます。	防災危機管理課
④	こども１１０番	子どもを路上犯罪から守るために、区内の家庭、店舗、事業所などに協力を依頼し、緊急時に逃げ込める避難所として「こども１１０番」の事業を実施しています。 さらに「動くこども１１０番」として、清掃車などを利用し、子どもたちの安全確保を図っています。	学務課
⑤	安全パトロール	児童・生徒の登下校時の安全確保を図るため、小学校のＰＴＡが教育委員会で作成した「安全パトロール」のプレートを自転車に掲示し、パトロールを実施しています。	学務課

取組方針Ⅱ就労・住居の確保等を通じた自立支援

安定した就労や適切な帰住先の確保は、再犯を防ぐための基盤となるものです。

区では、ハローワーク飯田橋、東京都、雇用問題に係る団体などと連携して就労の機会を提供するほか、民間活力の活用や生活困窮者自立支援制度に基づく事業により住居の確保を後押しし、円滑な自立支援につなげます。

（１）就労の確保等

番号	事業名	事業概要	担当課
①	若年者合同就職面接会	若年者と求人を希望する企業との合同就職面接会を開催し、若年者の就労の機会を確保するとともに、中小企業の人材確保の場を提供しています。	商工観光課
②	就職ミニ面接会	就職ミニ面接会を開催するとともに、臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民などの就労支援と雇用の安定化を図っています。	商工観光課
③	未就職学卒者等の就労支援	就職氷河期世代などのミドル世代で正規雇用を目指す求職者（区民優先）を対象に、人材派遣会社などにおいて、セミナーやキャリアコンサルティングを通して就労支援を行っています。	商工観光課
④	高年齢者就職面接会	働く意欲のある高齢者の就労機会を確保するため、中央区と中央区社会福祉協議会主催の面接会を年２回、中央区地域雇用問題連絡会議主催の面接会を年１回実施しています。	高齢者福祉課
⑤	シルバー人材センターの運営支援	働く意欲のある高齢者の就労機会を提供し、生きがい対策を進めるため、中央区シルバー人材センターに対して、円滑な事業運営が図られるよう基礎的運営費の補助などを行っています。	高齢者福祉課

番号	事業名	事業概要	担当課
⑥	無料職業紹介所シルバーワーク中央の運営支援	おおむね 55 歳以上の方を対象に職業紹介や就業相談、求人の開拓、求人情報の提供、就職面接会および再就職支援セミナーの開催などを行う「無料職業紹介所シルバーワーク」に対して、円滑な事業運営が図られるよう運営費の補助などを行っています。	高齢者福祉課
⑦	介護職合同就職相談・面接会	ハローワーク飯田橋および東京都福祉人材センターの協力により、相談・面接会に参加する区内介護サービス事業所の企業 PR と就職相談および採用面接を同日に行う合同就職相談・面接会を開催しています。	介護保険課
⑧	介護人材確保支援	区内介護サービス事業所での就業を希望する方を対象に、介護職員初任者研修の受講による資格取得や職場見学・職場体験、キャリアカウンセリングなどを行うことで、区内介護サービス事業所への就職を支援しています。	介護保険課
⑨	生活保護受給者就労相談支援	生活保護世帯などの自立助長を促進するため、就労相談員を配置して週２日就労相談などの就労支援を行っています。	地域福祉課
⑩	生活困窮者自立相談支援事業	相談者と自立に向けた目標や支援内容を一緒に考えながら自立支援プランを作成するほか、ハローワークと連携した就労相談を行うなど、さまざまな行政サービスなどの利用を通じて、生活困窮者が生活保護に至る前の段階から、早期自立に向けた支援を行っています。	地域福祉課
⑪	就労準備支援事業	直ちに就労することが難しい場合に、パソコンなどの就労に必要な技能の習得機会の提供や履歴書の作成指導など、一般就労に向けた準備のための支援を行っています。	地域福祉課

番号	事業名	事業概要	担当課
⑫	ＴＯＫＹＯ チャレンジネットの 活用・同行支援	住居を失い、インターネットカフェなどで寝泊まりをしながら不安定な就労に従事する人や離職者に対し、東京都が運営する住宅確保および就労支援機関であるＴＯＫＹＯチャレンジネットへの同行支援を行うことで、新しい生活へのチャレンジを支援しています。 ※東京都では、ＴＯＫＹＯチャレンジネットが借りている民間アパートなどを一時住宅として提供するとともに、厚生労働省とも連携した就労支援などのサポート事業を実施しています。	地域福祉課
⑬	障害者就労支援 センターの運営支援	障害のある方の一般企業などへの就労の機会を広げるとともに、就職後も安心して働き続けられるよう、専任のコーディネーターが各種相談に応じ、就労面と生活面の一体的な支援を行う「障害者就労支援センター」に対して、円滑な事業運営が図られるよう運営費を補助しています。	障害者福祉課
⑭	自立支援教育訓練 給付金	区が指定する教育訓練講座を受講し修了した母子家庭の母および父子家庭の父に対して、経費の一部を助成し、主体的な能力開発を支援しています。	子育て支援課
⑮	高等職業訓練促進 給付金	看護師や介護福祉士などの国家資格取得のため１年以上養成機関で修業する母子家庭の母および父子家庭の父に対して、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を支援しています。	子育て支援課

（２）住居の確保等

番号	事業名	事業概要	担当課
①	高齢者住宅住み替え 支援	65 歳以上で自ら住宅を確保することが困難な高齢者に対して、（公社）東京都宅地建物取引業協会第一ブロック千代田中央支部の協力を得て、民間賃貸住宅への住み替え支援を行うことにより、高齢者の住まいを確保し、地域での生活の安定を図っています。	高齢者福祉課

番号	事業名	事業概要	担当課
②	住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）	離職などで住むところがなくなった方や住む場所を失うおそれが高い方には、就職活動することを条件などに、一定期間、家賃相当額を支給しています。	地域福祉課
③	一時生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）	住居をもたない方やネットカフェなどで宿泊を続けているなど、不安定な住居形態にある方に、緊急的に一定期間、宿泊場所や衣食を提供するとともに、その後の生活に向けて、就労支援などのサポートも行っています。	地域福祉課
④	ＴＯＫＹＯチャレンジネットの活用・同行支援【再掲】	住居を失い、インターネットカフェなどで寝泊まりをしながら不安定な就労に従事する人や離職者に対し、東京都が運営する住宅確保および就労支援機関であるＴＯＫＹＯチャレンジネットへの同行支援を行うことで、新しい生活へのチャレンジを支援しています。 ※東京都では、ＴＯＫＹＯチャレンジネットが借りている民間アパートなどを一時住宅として提供するとともに、厚生労働省とも連携した就労支援などのサポート事業を実施しています。	地域福祉課
⑤	区営住宅の維持管理	「公営住宅法」に基づき住宅に困窮する低所得者の世帯を対象に、区民生活の安定と定住の促進および福祉の増進に寄与することを目的に区営住宅を設置しています。	住宅課
⑥	あんしん居住制度利用助成	区内に居住する高齢者および障害のある方の住み替えを支援するため、区内の賃貸住宅へ転居する際に、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用した場合、利用費用の一部を助成しています。	住宅課
⑦	家賃債務保証制度利用助成	区内に居住する高齢者世帯、障害者世帯および子育て世帯の住み替えを支援するため、区内の賃貸住宅に転居する際に、（一財）高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、保証料の一部を助成しています。	住宅課

取組方針Ⅲ保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

罪を犯した人の中には、様々な生きづらさを抱えた人（高齢者・障害がある人・定まった住居がない人・生活困窮者・依存症の人など）がいます。

生きづらさを抱えている人が、地域社会で安定した生活を送ることができるよう、着実に保健医療・福祉サービスにつなぎ、その人の特性や現状に応じたきめ細かな支援を提供します。

（１）相談・支援全般

番号	事業名	事業概要	担当課
①	ふくしの総合相談窓口	これまでどこに相談すれば良いか分からなかった方や制度の狭間にいる方など、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談を一旦受け止め、関係機関と連携しながら課題解決に向けて継続的な支援を行っています。	地域福祉課
②	民生・児童委員	民生委員は「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱されます。その職務は社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って種々の相談と保護を要する者の相談援護に当たること、関係行政機関や地区社会福祉協議会などと連携しながら社会福祉の増進に努めることとされています。 民生委員は、「児童福祉法」に基づき、児童委員を兼ねています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置しています。	地域福祉課
③	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	相談者と自立に向けた目標や支援内容を一緒に考えながら自立支援プランを作成するほか、ハローワークと連携した就労相談を行うなど、さまざまな行政サービスなどの利用を通じて、生活困窮者が生活保護に至る前の段階から、早期自立に向けた支援を行っています。	地域福祉課

番号	事業名	事業概要	担当課
④	生活保護	区内で生活に困窮している要保護者の相談を受け、申請によってその世帯の実情を調査の上、その世帯について収入を認定し、その収入が厚生労働大臣の定めた保護の基準に不足する分について扶助（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業および葬祭の各扶助）を行い、場合によっては保護施設に案内するなどして、その世帯が自立できるよう必要な指導助言を行っています。	地域福祉課
⑤	路上生活者対策事業	特別区と都の共同事業として、定期的に路上生活者の生活の場に出向いて面接相談を行う「巡回相談事業」を実施し、就労、生活、医療などに関する支援を必要に応じて行っています。また、区民などからの情報提供に対しては職員が随時出向いて状況を把握し、必要な支援を行っています。	地域福祉課
⑥	おとなりカフェ・ ちょこっと相談会	誰でも気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら交流できる地域の居場所「おとなりカフェ」と、個人の困りごとから地域の課題まで、社会福祉協議会の職員が相談に応じる「ちょこっと相談会」を同時開催しています。	社会福祉協議会
⑦	権利擁護支援事業	高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービス利用手続きの支援や財産の保全、金銭管理などのサービスを実施しています。	社会福祉協議会
⑧	生活福祉資金	福祉資金として、療養費、転居費用、緊急時の小口資金などの貸付けを行っています。また、教育支援資金として、高校・専門学校・大学などの入学費用や授業料の貸付けを行っています。	社会福祉協議会
⑨	総合支援資金	失業や減収により生活に困窮した世帯に対して生活費、転居費用などの貸付けを行っています。	社会福祉協議会
⑩	ひとり親・女性・ 家庭相談	ひとり親家庭の自立に必要な相談をはじめ、配偶者や交際相手などからの暴力（DV、デートDV）、家庭内の人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の相談員による面接相談・電話相談・オンライン相談を実施しています。	子育て支援課

番号	事業名	事業概要	担当課
⑪	子どもと子育て家庭の総合相談	養護相談、育成相談、虐待相談、非行相談など、子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じながら、サービスの調整を行い、必要により関係機関への連絡、紹介を行っています。	子ども家庭支援センター

（2）高齢者への支援等

番号	事業名	事業概要	担当課
①	「高齢者福祉事業のしおり」の発行	高齢者（おおむね 65 歳以上の方）に関係のある事業についてのあらましをまとめた「高齢者福祉事業のしおり」を発行しています。	高齢者福祉課
②	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域における住民などの支え合いなどの体制づくりを推進しています。	高齢者福祉課
③	高齢者福祉相談	高齢者に関する多様な福祉・保健サービスについての案内や介護方法などについて総合的に情報を提供し、また、介護保険に関する相談・苦情に対応するため、介護支援専門員などの専門的知識を有する相談員を介護保険課の窓口に配置し、サービスの向上を図っています。	介護保険課
④	地域見守り事業支援	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、おとしより相談センターを中心として地域全体でその生活を支えていく地域見守りネットワークを、より実効性のある充実したものとするため、声掛けや見守り活動を行う地域団体への支援を行っています。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対しては、郵送または民生委員による訪問調査を行い、支援の必要な高齢者の発見および支援を行っています。	高齢者福祉課

番号	事業名	事業概要	担当課
⑤	おとしより相談センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、公正・中立な立場から介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を担う中核機関として設置しています。センターには、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師および認知症地域支援推進員などを配置しています。	介護保険課
⑥	高齢者虐待防止事業	虐待を受けている、またはその恐れのある高齢者や養護者が抱える問題の解決に向けて支援を行っています。また、緊急時は、高齢者を施設に保護し、虐待防止を図っています。	介護保険課
⑦	認知症サポーター養成講座	区内在住・在勤・在学者を対象として、認知症について正しい理解を持ち、認知症の方の応援者として本人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を育成するため、おとしより相談センターなどによる出張講座を開催しています。	介護保険課

（3）障害者への支援等

番号	事業名	事業概要	担当課
①	自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき自立支援協議会を設置し、障害のある方に関する区の課題を共有し関係機関などとの連携を図るとともに、地域における支援体制の整備について協議を行っています。	障害者福祉課
②	障害者相談員	障害者福祉団体を通じて相談員を委嘱し、障害のある方やその家族からの各種相談に応じ、助言や指導などを行っています。	障害者福祉課
③	「障害者福祉のしおり」の発行	障害のある方が必要とするサービスなどの情報が利用者へ着実に届くよう、各種サービスの内容や仕組み、利用方法などをわかりやすくまとめたガイドブック「障害者福祉のしおり」を発行しています。	障害者福祉課
④	障害者虐待防止事業	障害者虐待通報・相談窓口を設けて、障害者虐待の未然の防止・早期発見、緊急時の相談などの支援を行っています。	障害者福祉課

番号	事業名	事業概要	担当課
⑤	基幹相談支援センター	区内の障害者・障害児とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担い、障害の種別や年齢にかかわらず、さまざまな相談に対応するとともに、相談支援事業所との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図っています。	福祉センター
⑥	障害者地域活動支援センター「ポケット中央」	精神障害のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう、相談・日中の居場所の提供・創作活動・デイケアなどのサービスを行っています。	福祉センター
⑦	こころの健康相談	自身が抱える「こころ」の問題、ご家族の「精神」に関わる問題、アルコールや薬物に関する問題で悩んでおられる方を対象に、予約制により専門の医師、保健師が相談に応じています。	健康推進課

（4）薬物依存問題を抱える者への支援等

番号	事業名	事業概要	担当課
①	薬物乱用への対策	東京都薬物乱用防止指導員と連携し、薬物乱用防止ポスターおよび標語の募集や啓発用物品の配布などの普及啓発活動を行っています。	生活衛生課
②	こころの健康相談【再掲】	自身が抱える「こころ」の問題、ご家族の「精神」に関わる問題、アルコールや薬物に関する問題で悩んでおられる方を対象に、予約制により専門の医師、保健師が相談に応じています。	健康推進課
③	精神保健講習会	保健所・保健センターでは区内在住・在勤の方を対象に、こころの病気やこころの健康づくりに関する様々な講習会を開催しています。	健康推進課

取組方針Ⅳ学校等と連携した修学支援等の実施

人が成長・発達する上で学びの果たす役割は大きく、特に若年のうちに適切に学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一員として自立するために重要です。

子どもたちの現在および将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、必要な支援や環境整備および教育の機会均等を図ります。

（１）相談・支援全般

番号	事業名	事業概要	担当課
①	小学校における専任教育相談員およびスクールカウンセラーの配置	児童・保護者・教員対象の教育相談、不登校やいじめ、児童の問題行動などを改善するための助言を行い、教育相談活動の一層の充実を図るため、教育センターの専任教育相談員を全小学校に週１回（有馬小・久松小・佃島小・月島第二小・月島第三小・豊海小・晴海西小は週２回）、幼稚園および宇佐美学園に月２回派遣しています。 また、全小学校に臨床心理士などの資格を持つスクールカウンセラーを東京都教育委員会からの派遣により週１回配置しています。	教育センター
②	中学校における心の教室相談員およびスクールカウンセラーの配置	生徒の悩みを聴き、友達関係などの相談に乗る「心の教育相談員」を区独自に中学校に週２、３回配置しています。 また、不登校、いじめ、その他生徒の問題行動などの改善に資するため、全中学校に臨床心理士などの資格を持つスクールカウンセラーを東京都教育委員会からの派遣により週１、２回配置しています。	教育センター
③	校内別室指導支援員の配置	不登校またはその傾向にある生徒が安心し、自己存在感や充実感を感じられる居場所を校内に設置して、学習支援や学習以外の活動、話し相手・相談相手など一人一人の状況に応じた適切な支援を行っています。令和５年 10 月から佃中学校および日本橋中学校、令和６年度は銀座中学校および晴海中学校を加えた４校に配置しています。	教育センター

番号	事業名	事業概要	担当課
④	適応教室「わくわく２１」	不登校などの児童・生徒に充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター「ＳＳＣ」）として、教育センター内に適応教室を設置しています。	教育センター
⑤	メンタルサポーターの派遣	不登校またはその傾向にある児童・生徒のほか、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対してメンタルサポーターを派遣しています。	教育センター
⑥	スクールソーシャルワーカーの派遣	いじめ、不登校、暴力行為など、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し専門的な知識や技術を用いて問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣しています。	教育センター
⑦	教育相談	教職経験者・臨床心理士などの専任教育相談員が、高校生までの子どもたちとその保護者、教師を対象とし、教育全般に対する相談を行っています。	教育センター

（2）子どもの居場所

番号	事業名	事業概要	担当課
①	児童館事業	区内の 18 歳までの児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として８カ所に児童館を設置しています。	放課後対策課
②	学童クラブ	保護者の就労、疾病などの理由により、放課後に家庭で適切な保護育成を受けることができない児童を対象に、各児童館および一部の小学校内に学童クラブを設けています。	放課後対策課
③	子どもの居場所「プレディ」	児童の健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせるよう、小学校の施設を活用した「プレディ」を開設しています。	放課後対策課

番号	事業名	事業概要	担当課
④	プレディプラス事業	区立小学校内に学童クラブを設置し、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童が、放課後に使用できる教室において職員の見守りのもと、放課後を安全に安心して過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができる環境を整えています。	放課後対策課

（3）進学等への援助

番号	事業名	事業概要	担当課
①	子どもの学習・生活支援事業	児童扶養手当、就学援助および生活保護を受給している世帯の小学校４年生から高校生世代までの子どもを対象に、学習習慣を定着させ、家庭での生活・育成環境の改善を継続的に行えるよう、子どもの学習・生活支援事業を実施し、貧困の連鎖の防止を図っています。	地域福祉課
②	母子及び父子福祉資金	「東京都母子及び父子福祉資金貸付条例」に基づき、母子家庭および父子家庭の経済的な自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため資金の貸付けを行っています。	子育て支援課
③	就学援助	経済的な理由で就学困難と認められる児童・生徒に、義務教育の円滑な実施を補助する就学奨励対策として、「生活保護法」に基づく教育扶助費の支給のほか、「学校教育法」に基づく就学援助費を支給しています。区ではこれらに加えて新入学児童生徒学用品費に標準服相当額を上乗せして支給しています。	学務課
④	就学奨励	区立小中学校の特別支援学級などについては就学の特殊事情を考慮し、その就学に関する保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の振興に役立てるため、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく就学奨励費の支給を行っています。	学務課

番号	事業名	事業概要	担当課
⑤	受験生チャレンジ支援貸付事業	一定所得以下の世帯の子どもの進学を支援するため、中学校３年生および高校３年生の学習塾などの受講費用ならびに高校・大学などの受験料の貸付けを無利子で行っています。貸付金は、高校・大学などへ入学した場合、返済が免除されます。	地域福祉課
⑥	教育支援資金	高校・専門学校・大学などの入学費用や授業料の貸付けを行っています。	社会福祉協議会

取組方針Ⅴ民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

犯罪をした人等の社会復帰や青少年の健全育成は、多くの民間協力者の活動に支えられています。

民間協力者との連携を一層強化し、犯罪をした人等の立ち直りを支えるとともに、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について地域における理解の促進を図ります。

また、各団体の活動を広く周知して、区民等の理解と関心を高めるとともに、関係団体の活動しやすい環境づくりを進めます。

（１）民間協力者の活動の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
①	中央区保護司会	保護司は、犯罪をした人たちや非行のある少年が再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。 中央区保護司会は、中央保護区に配属されている保護司を会員とし、更生保護の推進を図るため、保護司間での情報共有や意見交換のほか、研修会の実施、「社会を明るくする運動」をはじめとする犯罪予防活動などを行っています。 区では、事務局を設置し、運営を支援しているほか、運営経費の一部を助成しています。 また、保護観察対象者との面談場所の確保についても支援していきます。	地域福祉課
②	中央区更生保護女性会	更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。 区では、「社会を明るくする運動」をはじめとする犯罪予防活動などに連携して取り組んでいます。	地域福祉課

番号	事業名	事業概要	担当課
③	補導連絡会	地域における青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会の下部組織として、警察署管轄区域を単位に４団体設置されており、繁華街やお祭りでの街頭補導のほか、定例会において情報交換や指導・支援方法についての協議を行っています。 区では、事務局を設置し、運営を支援しています。	文化・ 生涯学習課
④	青少年対策地区 委員会	地域社会における青少年の健全育成を図るための自主団体として、連合町会単位に 19 地区委員会が設置されています。 地区委員会は、青少年問題協議会で審議決定した施策の実施に協力するとともに、地域の実情に応じた各種の行事を実施するほか、各地域における青少年関係団体などの活動についての連絡調整を行っています。 区では、地区委員会の活動支援として事業経費に対する補助金の交付やバス借り上げ費の助成、委員研修の実施、行事に対する講師の派遣、行事参加者の事故に備えての傷害保険への加入などを行っています。	文化・ 生涯学習課
⑤	青少年委員会	青少年委員は、青少年教育の振興を図るため、各青少年対策地区委員会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱しており、青少年活動の指導・助言などのほか、区が行う青少年教育事業の協力者として各種事業の運営を行っています。	文化・ 生涯学習課
⑥	防犯協会	防犯協会は警察署管轄区域を単位に設置されており、防犯知識の普及、安全な地域環境づくり、高齢者の防犯対策などの防犯活動を推進し、犯罪や暴力・非行のない安全で明るく住みよい地域社会づくりに寄与することを目的としたボランティア組織です。 区では、事業費の一部助成を行い、運営を支援するとともに、防犯協会が管理している防犯灯について維持費などの一部助成を行っています。	防災危機管理課

（２）広報啓発活動の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
①	「社会を明るくする運動」関係事業の推進	「社会を明るくする運動」は、罪を犯した人たちや非行のある少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動です。 区では、「社会を明るくする運動」中央区推進委員会を組織し、構成団体である中央区保護司会や中央区更生保護女性会などと協力しながら、街頭やお祭り会場における啓発物品の配布や犯罪防止啓発集会の開催を通じて本運動を推進しています。	地域福祉課
②	更生保護サポートセンターの運営	更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点として、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築などを行っています。 また、保護司をはじめとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。	地域福祉課

再犯の防止等に関する法律　概要

1. 目的（第１条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

２．定義（第２条）

1　犯罪をした者等　犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
2　再犯の防止等　犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

３．基本理念（第３条）

1　犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
2　犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
3　犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
4　調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

４．国等の責務（第４条）

1　国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
2　地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

５．連携、情報の提供等（第５条）

1　国及び地方公共団体の相互の連携
2　国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
3　国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
4　民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

６．再犯防止啓発月間（第６条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（７月）を設ける

7．再犯防止推進計画（第７条）

1　政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）
2　再犯防止推進計画において定める事項
（１）　再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
（２）　再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
（３）　犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
（４）　矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
（５）　その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
3　法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
4　少なくとも５年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8．地方再犯防止推進計画（第８条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9．法制上の措置等（第９条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10．年次報告（第 10 条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11．基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等
1　特性に応じた指導及び支援等　(第 11 条)
2　就労の支援　(第 12 条)
3　非行少年等に対する支援　(第 13 条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備
8　関係機関における体制の整備等　(第 18 条)
9　再犯防止関係施設の整備　(第 19 条)

社会における職業・住居の確保等
4　就業の機会の確保等　(第 14 条)
5　住居の確保等　(第 15 条)
6　更生保護施設に対する援助　(第 16 条)
7　保健医療サービス及び福祉サービスの提供　(第 17 条)

再犯防止施策推進に関する重要事項
10　情報の共有、検証、調査研究の推進等　(第 20 条)
11　社会内における適切な指導及び支援　(第 21 条)
12　国民の理解の増進及び表彰　(第 22 条)
13　民間の団体等に対する援助　(第 23 条)

【地方公共団体の施策（第24条】
国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12．施行期日等（附則）

1　公布の日から施行
2　国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

中央区再犯防止推進計画

＜中間のまとめ＞

発　　行：中央区　福祉保健部　地域福祉課
〒104―8404
東京都中央区築地一丁目１番１号
電話　03-3546-5342